

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(競争入札審議会)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行するものを除く。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>設計金額</u> 2億5,000万円未満 総務室入札課長（総務室入札課長に事故があるときは、総務室長が指名する者）が主宰し、総務室長がその都度指名する者5人以上が出席して行う会議</p> <p>(2) <u>設計金額</u> 2億5,000万円以上 総務室長（総務室長に事故があるときは、総務室入札課長）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、水産担当技監、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者、出納局長が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議</p> <p>2～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 設計額 1億円未満 当該広域振興局の経営企画部<u>入札課長</u>、<u>支出入札課長</u>若しくは経営企画部地域振興センター支出入札課長又は<u>総務部入札課長</u>若しくは<u>総務部総務センター入札課長</u>（以下「<u>経営企画部入札課長等</u>」という。）（<u>経営企画部入札課長等</u>に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長又は総務部長（広域振興局経営企画部地域振興センター又は総務部総務センター（以下「行政センター」という。）が所管する区域に係るものにあつては、当該区域を所管する経営企画部地域振興センター所長又は総務部総務センター所長（以下「<u>経営企画部長等</u>」という。））が指名する者）が主宰し、当該広域振興局又は行政センター（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）の所管区域内に</p>	<p style="text-align: center;">(競争入札審議会)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行するものを除く。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>設計額</u> 2億5,000万円未満 総務室入札課長（総務室入札課長に事故があるときは、総務室長が指名する者）が主宰し、総務室長がその都度指名する者5人以上が出席して行う会議</p> <p>(2) <u>設計額</u> 2億5,000万円以上 総務室長（総務室長に事故があるときは、総務室入札課長）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、水産担当技監、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者、出納局長が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議</p> <p>2～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 設計額 1億円未満 当該広域振興局の経営企画部<u>支出入札課長</u>若しくは経営企画部地域振興センター<u>支出入札課長</u>又は<u>総務部支出入札課長</u>若しくは<u>総務部総務センター支出入札課長</u>（以下「<u>経営企画部支出入札課長等</u>」という。）（<u>経営企画部支出入札課長等</u>に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長又は総務部長（広域振興局経営企画部地域振興センター又は総務部総務センター（以下「行政センター」という。）が所管する区域に係るものにあつては、当該区域を所管する経営企画部地域振興センター所長又は総務部総務センター所長（以下「<u>経営企画部長等</u>」という。））が指名する者）が主宰し、当該広域振興局又は行政センター（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）の所管区域</p>

所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(2)・(3) [略]

附 則

1～5 [略]

(地方競争入札審議会の特例)

6 沿岸広域振興局及び県北広域振興局（二戸地域振興センターを除く。）における地方競争入札審議会は、第15条の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、当該広域振興局の経営企画部入札課長等（経営企画部入札課長等に事故があるときは、経営企画部長等が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、当該広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから当該広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する者4人以上が出席して行う。

内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(2)・(3) [略]

附 則

1～5 [略]

(地方競争入札審議会の特例)

6 沿岸広域振興局及び県北広域振興局（二戸地域振興センターを除く。）における地方競争入札審議会は、第15条の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、当該広域振興局の経営企画部支出入札課長等（経営企画部支出入札課長等に事故があるときは、経営企画部長等が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、当該広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから当該広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する者4人以上が出席して行う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。